

意見書

2018年7月24日

弁護士 林 いつみ

本日までの議論及び資料に基づく私見を、以下の通り、申し上げます。

1. デジタル・ネットワーク時代におけるコンテンツ流通の場はインターネットにシフトしており、各国においては「著作権侵害サイトへアクセスできなくするための合理的措置」として、インターネット上の違法サイトによる「侵害活動」（侵害物の拡散）を止める上で最適な立場にある接続プロバイダ（サービス提供者）に対する差止命令（以下、「アクセス制限措置」という。）を認める法的整備が進んでいる¹。
わが国においても著作権侵害サイトによる被害は深刻であり、英国・オーストラリア・韓国・ドイツ等の立法や判決例に学び、制度的対応を進める必要性が、明らかに認められる。
2. 憲法上の課題に関しては、利益衡量、比例原則（必要最小限の原則）の要請に対応するために、
 - (1) 接続プロバイダの著作権侵害（幫助）責任とは独立に、裁判所にアクセス制限措置を求める権利を新設すること、
 - (2) アクセス制限措置の対象を、多数のデッドコピーを掲載した「漫画村」サイトのように、
 - ① 著作権侵害が明白で「表現の自由」保護の余地が認め難い（乏しい）場合、
 - ② 海外サイトまたは国内で被告を特定することが困難な場合（「海外サイト」のみとすると国内の住所を偽装して潜脱するおそれがあるため）に特定すること、

1（第4回資料1-1）

英国判決 *Twentieth Century Fox Film Corporation v British Telecommunications plc [No 1]* [2011] EWHC 1981 (Ch), [146] ('Newzbin2' [No1]) at 146 「情報社会指令の第8条3及び著作権法第97A条の目的は、インターネット上の『侵害活動』を止める上で最適な立場にあるサービス・プロバイダ に対して、差止命令が認められるようにすることにある。」

などが、考えられるのではないか²。

3. 今後の具体的な制度設計においては、以下の項目も含めて相関的に検討すべきではないか。
 - (1) 法文上、アクセス制限措置の具体的な方法については、オーストラリア法のように技術中立的規定が適切。
 - (2) 山本委員資料（第4回資料3）について
 - ① 第三者の権利保障は、訴訟係属の通知（訴訟告知＝住所等が不明であれば不要）・公告による補助参加及びプロバイダを通じた実質的な権利保障（cf. プロバイダ責任制限法）で対応。
 - ② 権利行使が困難な個々の作家や制作者の存在を考慮し、任意的訴訟担当として、著作権者の権利を団体が代位して行使する道を作ることには有益。
 - ③ 全プロバイダが加入する団体を組織して、法定訴訟担当として判決効を及ぼすことは有用と考えるが、その場合でも、アウトサイダーに対しては、判決結果に従ってプロバイダがブロッキングした場合に、免責（刑事免責、民事免責）される旨の規定をプロバイダ責任法等で設けることが必要ではないか。
 - (3) コスト負担についても、プロバイダによる過度の負担にならないように、権利者とプロバイダとの間で合理的な分担が必要（2018年6月13日英国最高裁判決）。

以 上

² 憲法（第4回資料4 宍戸先生）、オーストラリア法（第3回資料7 奥邨先生）、英国法（第4回資料1-1、1-2 今村先生）。

（第4回資料2 上野委員）より

・ドイツ連邦通常裁判所(BGH)判決(2015年11月26日)「ブロッキングが技術的に回避可能であるとしても、それが少なくとも侵害コンテンツへのアクセスを困難にする限り、ブロッキングの期待可能性を妨げるものではない」

・ミュンヘン地裁決定(2018年2月1日)は、「本件のように新作として経済的に最も重要な時期に、容易に到達できない外国において悪質な犯罪行為を行っている権利侵害者に対する措置を講じることは、権利者にとって期待可能なものとは言えず、権利者が様々な対策を試みたものの奏功しなかったこと、本件侵害サイトが大量の侵害コンテンツの提供を可能としており、著作権侵害コンテンツの拡散に向けられたサービスであることが明白であることなどから、ブロッキング請求を認容（ドイツ初）」。